出産祝金 (住民課)

予算額 250 万円

子どもを産み育てやすい環境をつくり、定住促進 を図ることを目的として、出産後1年を経過したお 子さんを対象に祝金を交付します。



支給対象者

令和2年4月1日以降に出生し、1年を経過し、下記のいずれにも該当する方が対象です。

・出生日以前から町内に住所を有し、出生児を扶養している世帯の父又は母であること

祝金の額

・第1子の場合 10万円(内3万円商品券)・第2子の場合 20万円(内5万円商品券)

・第3子以降 30万円(内10万円商品券)

新築住宅取得補助金 (企画課)

予算額600万円

町内に定住することを目的として、住宅を新築した 方に新築住宅取得補助金を交付します。



・65 ㎡以上の住宅を新築した方 ※住宅の新築を検討されている方は事前にご相談ください。

・事業計画認定を受けてから6ヶ月以内に住宅建設工事を完了された方

補助対象者

・新築住宅取得から3ヶ月以内に住民票を異動された方

・補助金の交付決定の日から秩父別町に住所を有し、認定住宅に継続して5年以上定住する方

など

補助金額

・100万円

※用地取得前にご相談ください。

・新婚世帯又は子育て世帯(養育1人)の場合は50万円上乗せ

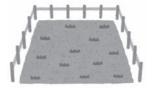
・子育て世帯(養育2人)の場合は100万円上乗せ

・子育て世帯(養育3人以上)の場合は150万円上乗せ

住宅用地取得補助金 (企画課)

予算額300万円

町内に定住することを目的として、住宅を新築ま たは中古住宅を取得し、土地を購入した方に住宅用 地取得補助金を交付します。



・100 ㎡以上の土地を購入し、65 ㎡以上の住宅の新築または中古住宅を取得した方 ※新築または中古住宅の改修を伴う場合は事業認定の日から6ヶ月以内に工事を完了された方

補助対象者・土地取得の日から1年以内に事業認定を受けた方

・2親等以内の親族から購入した土地でないこと

・補助金の交付決定の日から継続して5年以上秩父別町に定住する方など

補助金額

・住宅用地購入価格の3分の2(上限100万円)

・市街地区にあっては、1 ㎡あたり 5,000 円を上限とし、それ以外は1 ㎡あたり 300 円を 上限とします。





秩父別町では、人口減少対策、移住・定住、まちづくりを促進するため各 種事業を実施しています。

その事業の詳細と予算額についてお知らせします。

結婚祝金 (企画課)

予算額100万円

町内の方が結婚したときに『結婚祝金』を交付します。 交付を受けようとする方は、婚姻の届出日から3ヶ月以内に必要書類を添え て申請してください。

支給対象者

- ・婚姻の届出前に夫婦のいずれか一方が、町内に住所を有すること
- ・婚姻届出日現在で、夫婦の合計年齢が80歳未満であること
- ・結婚祝金申請前に夫婦共に町内に住所を有すること
- ・夫婦共に、交付決定の日から継続して1年以上町内に住所を有することなど

祝金の額

・夫婦1組に対して20万円

結婚新生活支援補助金 (企画課)

予算額120万円

町内で結婚を伴う新生活をされる世帯を対象に、引越し費用及び住居費の一 部を補助します。

・令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届けを受理された

- 補助対象世帯 ・婚姻日における年齢が、夫婦ともに 39 歳以下であること
 - ・申請日から令和4年3月31日まで申請時の住居に居住すること
 - ・夫婦の合計所得が 400 万円未満であること

令和3年1月1日から令和4年3月31日までに補助対象世帯が支払った下記 費用の全額(合計30万円が上限額となります) 補助内容

・住居費……結婚を機に購入及び貸借した住居に係る費用

・引越し費用…結婚を機に引越しをした際に支払った費用

広報ちっぷべつ 令和 2 年 5 月

ま